

令和 7 年度 江差町立学童保育所の入所について

1 入所申込について

- (1) 受付期日 令和 7 年 1 月 14 日（火）～ 1 月 31 日（金）まで
 ※年度途中からの入所は、4 月以降、随時受け付けします
- (2) 提出先 ①継続入所児：通所中の各児童会 または 役場町民福祉課福祉子育て係
 ②新規入所児：役場町民福祉課福祉子育て係
- (3) 提出書類 ①入所申込書
 ②保育を必要とする事由の証明書等（詳しくは、下表 1 を参照）
 ③個人カード
 ④利用にあたってのアンケート
- ※提出書類は、町のホームページからダウンロードできます。
 URL: <https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content1422.html>

表 1 保育を必要とする事由の証明書等

保育を必要とする事由	必要書類等
1. 保護者の就労（フルタイム、パートタイム、居宅内労働、自営業等全ての就労）	・ 就労証明書（事業所の証明） ※自営業の場合、営業届の写しも添付
2. 保護者の疾病・障がい	・ 医師の診断書 ・ 障がい者手帳 等
3. 親族の介護・看護	・ 家庭状況申告書
4. その他（上記に類する状態として町が認める場合）	・ 事由により、必要に応じた書類を提出いただく場合があります。

2 入所基準

町立小学校に在学する 1 ～ 6 年生の児童で、次のいずれかの要件に該当し、家庭で放課後に適切な監護（注）が受けられない状態にあると認められる児童

- (1) 保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ保護者に代わるものの監護が受けられない児童
 (2) 保護者又は家族が病気、看護等のため、家庭で適切な監護が受けられない児童
 (3) その他、町長が特に必要と認める児童
- ※監護 … 監督し、保護すること。

3 江差町立学童保育所一覧

表 2

学童保育所名	定員	所在地	電話番号
江差町なかよし児童会	30 名	字本町 170 番地（江差小学校敷地内）	080-2346-1448
江差町つばさ児童会	25 名	字南浜町 370 番地（南が丘小学校内）	080-8811-1235
江差町にじいろ児童会	25 名	字水堀町 147 番地（江差北小学校内）	080-8132-1630

4 開設期間と休業日及び開設時間

(1) 開設期間

- ①新1年生 … 新学期開始日から3月31日まで
- ②継続入所児 … 4月1日から3月31日まで

(2) 休業日

- ①土、日、祝日並びに8月9日から8月15日まで及び12月29日から翌年1月5日まで

(3) 開設時間

- ①学校稼業日 … 月曜日～金曜日：下校時（放課後）から午後6時まで
- ②長期休業日等 … 午前8時から午後6時まで

※感染症の流行や災害等による学校・学級閉鎖、その他の理由で集団下校となった場合、児童会を開設しない場合もありますので、緊急時の預け先を決めてお知らせください。

5 保育料

- ・月額 5,000 円（おやつ代含む）。なお、生活保護世帯及び児童扶養手当の全額受給世帯は、児童1人につき3,000 円を減額します。
 - ・保育料の納入は毎月25日までとなっておりますので、納入忘れのないようにお願いします。
- ※納入期限が土・日・祝日の場合は、翌営業日までの期限となります。
- ※納入場所～江差町役場出納室、北洋銀行江差支店、道南うみ街信用金庫本支店、北海道内のゆうちょ銀行、新函館農業協同組合江差支店

6 学童保育所入所にあたっての決まりとお願い

(1) 下記の場合は、各児童会へ必ずご連絡ください。

- ①アレルギーや持病（発作・けいれん等）がある場合
- ②病気や家庭の都合で休むとき
- ③出欠の変更や、お迎えが遅くなる時
- ④お子さんの習い事や、病院受診日等でお迎えが早くなる時
- ⑤保護者の職場や勤務時間等が変わったとき（緊急時、連絡を取る必要があるため）
- ⑥都合で児童会を退所するとき（退所の届け出が必要になります）

(2) 学校給食がない日は、お弁当とお茶（お水）を持参してください。

- ①午前授業で給食がないとき
 - ②長期休業期間中（夏・冬休み 等）の開設期間
 - ③その他に必要なときは、各児童会からお知らせします
- ※午後から利用しないとき以外は、必ずお弁当を持参してください
- ※昼食時の外出はできません

(3) お子さんの安全確保のため、保護者等責任ある方が必ず送迎してください。

※お子さん一人だけの帰宅はできません

(4) 学童保育所は、学校と同じルールで運営しています。基本的な過ごし方の他、感染症対策等、放課後ではあっても学校と同じということを、お子様にお伝えください。

7 その他

概ね週2日、ひと月10日の利用範囲内で、学童保育所での「一時保育」を実施しております。

入所基準や開設期間、開設時間は通常の入所と同様となります。

表3 一時保育利用料 ※おやつ代含む

区 分	利用料（日額）	備 考
学校稼業日（放課後）	400 円	
長期休業期間	800 円	半日利用の場合は、400 円

（注）生活保護世帯及び児童扶養手当の全額受給世帯は、児童1人につき利用料が半額となります。

お問い合わせ及びお申込み先

- ・ 役場町民福祉課福祉子育て係 TEL 52-6720
- ・ なかよし児童会 TEL 080-2346-1448
- ・ つばさ児童会 TEL 080-8811-1235
- ・ にじいろ児童会 TEL 080-8132-1630

●児童会開設時間外は留守番電話となりますので、伝言を入れてください。